

退去（解約）のご案内

「解約（明渡し）通知書」について

必要事項をご記入・ご署名・ご捺印後電話連絡のうえ、郵便・FAX・メールでお送り頂るか、ご持参下さい。

- 【1. 解約（明渡し）通知日】
「解約（明渡し）通知書」が弊社に届いた日とさせていただきます。
- 【2. 契約解約日】
【1. 解約（明渡し）通知日】から起算して最短1か月後となります。
※解約日の変更（遅延及び中止）はできません。
- 【3. 明渡し・退去立会日時】欄
室内の荷物をすべて搬出した状態で退去立会いができる日時をご記入ください。
未定の場合は空欄でかまいません。後日ご連絡ください。
※退去立会いとは、ご契約者本人（または代理の親族）と㈱ハウス・ネットの双方で、退去後の室内の状況を点検し、原状回復に関する内容を確認するものです。
- 【4. 退去後の連絡先】欄
家賃・敷金・原状回復費用の精算書類のご送付先になります。未定の場合は空欄でかまいません。後日ご連絡ください。
- 【5. 明渡し完了後の精算金の振込先口座】欄
精算金のご返金がある場合のお振込み先になります。

明渡し・退去立会日時がお決まりになりましたら、ご連絡下さい。

賃料について

- 【解約（明渡し）通知日】から起算して最短1ヶ月間は日割り家賃が発生します。
- 明渡し日が1ヶ月以上先の場合は、明渡し日まで家賃が発生します。
- 月の途中で解約される場合でも、最終月の賃料は いったん1ヶ月分お支払いいただきます。退去後に日割り計算し、敷金等と共に精算致します。

退去前に忘れずにお手続きください

- ご加入中の火災保険のご解約申請を下記までご連絡ください。
日本少額短期保険 株式会社 TEL 0120-071-161（通話料無料、平日9:00～17:00受付）
ホームページからも【解約書類の請求】手続きができます。
<https://www.n-ssi.co.jp/inquiry/form.html>
- 退去日までに、水道・ガス・電気・電話等公共料金の解約精算手続きを必ず行って下さい。
- 退去日までに、郵便物の転送手続き及び、メール便等で届くカタログ等の住所変更手続きを行って下さい。

引越し当日のご注意

- 引越しの際、室内外及び共用部分を傷めないよう、充分にご注意下さい。
- 引越しの際、室内・ベランダ・通路等に不用品（ゴミ）等を残さないようにして下さい。万一、残置物がある場合は処分費用をご請求いたします。
- 引越しの際に出たゴミは、適切に処理して下さい。粗大ゴミは各行政の指示に従い処理して下さい。
- 退去立会いの際、部屋の鍵をお渡し下さい。（複製した鍵も含む）
- 退去立会いの際、入居時にお渡しした【取扱い説明書】をご返却ください。
- 契約時に敷金をお預かりしていない場合、契約書記載のとおり、清掃費用として _____ 円を退去立会時に現金でお支払いいただきますのでご用意ください。

退去後の精算について

- 退去立会いで確認された内容に基づき、必要に応じて原状回復費用をご負担いただきます。
- 原状回復費用の負担区分につきましては、賃貸借契約書の原状回復条項をご覧ください。
- ご契約時にお預かりした敷金につきましては、ご契約者様負担の原状回復費用等と差し引き計算し、余剰金がある場合には返還、不足が生じた際には追加金額をお支払いいただきます。
- 精算時期は、原状回復工事及び諸経費の処理後となり、退去後1ヶ月以降となります。

ご不明な事がありましたら、弊社までご連絡ください。